

セーフティケース保護預り規定

1. (セーフティケースの使用)

この保護預りでは、保管物は当行所定のセーフティケースに収納したうえ、そのセーフティケースを預けてください。

2. (格納品の範囲)

(1) セーフティケースには、次に掲げるものを格納することができます。

- ① 公社債券、その他の有価証券
- ② 預金通帳・証書、契約証書、権利書その他の重要書類
- ③ 前各号に掲げるものに準ずるもので、保管に適すると認められるもの。

(2) 当行は前項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは、格納をおことわりすることがあります。

3. (契約期間)

この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとし、契約期間満了日までに、預け主または当行から解約の申し出をしないかぎり、この契約は期間満了の翌日から1年間継続されるものとし、継続後も同様とします。

4. (手数料)

(1) 当行所定のセーフティケース手数料は、1年分を後払いとするものとし、毎年3月または9月の当行所定の日に、預け主が指定した預金口座から、普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻しのうえ、手数料に充当します。なお、当初契約期間の手数料は、契約日の属する月を1か月として、その月から月割計算により3月または9月の当行所定の日に預金口座から、上記に準じて払戻しのうえ、手数料に充当します。

(2) 手数料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の手数料は、変更日以後、最初に継続される契約期間から適用します。

(3) 契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月までの手数料を月割計算により支払ってください。

5. (セーフティケース鍵の保管)

セーフティケース鍵正副2個のうち、正鍵は預け主が保管し、副鍵は預け主および当行行員立会のうえ、預け主が届出の印章により封印し、当行が保管します。なお、解約の際は、預け主は正鍵を直ちに当行に返戻してください。

6. (格納品の出し入れ)

(1) セーフティケースへの物品の出し入れを行う場合は、預け主または預け主があらかじめ届出た代理人が正鍵を使用して行ってください。

(2) セーフティケースへの物品の出し入れにあたっては、当行所定のセーフティケース開閉票に届出の印章を押し、氏名記入のうえ、提出してください。

なお、セーフティケースを閉じた後は、施錠を確認してください。

(3) 格納品の出し入れは、当行店舗内の所定の場所で行ってください。

7. (印鑑照合等)

セーフティケース保護預り取引に関するすべての書類に使用された印影を、かねて届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないと認めて、セーフティケースの受け渡し、その他の取り扱いをしましたうえは、印章の盗用、偽造、その他いかなる事故がありましても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

なお、使用される鍵について、当行は確認する義務を負いません。

8. (届出事項の変更等)

(1) 正鍵の紛失、き損、印章の紛失、住所、氏名、代理人、印章の変更等があった場合には、直ちに書面によって当店に届出てください。

この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

(2) 前項の届出に対しては、当行所定の手続をした後でなければ、セーフティケースに格納された物品の返戻はいたしません。

- (3) (1)項による届出事項の変更の届出がなかったために、届出のあった氏名、住所にあてて、当行からの通知または送付する書類等が延着し、または到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

9. (印章、鍵の喪失時等の取扱い)

- (1) 印章または正鍵を失った場合のセーフティケースへの物品の出し入れは、当行所定の手続をした後に行ってください。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (2) 正鍵を失った場合、またはき損した場合は、錠前等の取替えに要する費用を支払ってください。

10. (損害の負担等)

- (1) 災害、事変その他の不可抗力の事由または当行の責めによらない事由により、保管施設に故障等が発生した場合には、セーフティケースへの物品の出し入れに応じられないことがあります。このために生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) 前項の事由による格納品の損害および格納品の紛失、滅失、き損、変質等の損害についても、当行は責任を負いません。
- (3) 預け主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当行または第三者が損害を受けたときは、その損害を賠償してください。

11. (譲渡、質入および転貸の禁止)

- (1) この契約による受け渡し請求権等の預け主の権利は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) セーフティケースおよび鍵は譲渡、質入れまたは転貸することはできません。

12. (セーフティケースの修繕、移転等)

セーフティケースの修繕、または保管施設の修繕、移転その他やむを得ない事情により、当行が格納品の一時引取り、またはセーフティケースの変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。

13. (反社会的勢力との取引拒絶)

このセーフティケースは、第14条第3項各号のいずれにも該当しない場合に使用することができ、第14条第3項各号の一にでも該当する場合には、当行はこのセーフティケースの使用申込をおことわりするものとします。

14. (解約)

- (1) この契約は預け主の申し出により、いつでも解約することができます。解約の際は、正鍵および届出の印章を持参し、当行所定の書類に記名捺印のうえ、提出してください。なお、格納された物品すべてをお受取りのうえは、セーフティケースと正鍵を当行に返却してください。正鍵または届出の印章を紛失した場合に解約するときは、このほか第9条に準じて取り扱います。
- (2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしたうえ、セーフティケースと正鍵を返却してください。第3条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。
- ① 預け主が手数料を支払わないとき
 - ② 預け主について相続の開始があったとき
 - ③ 預け主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当行もしくは第三者に損害を与え、またはその恐れがあると認められる相当の事由が生じたとき。
 - ④ 店舗の改築、閉鎖その他の事由があるとき。
 - ⑤ 預け主または代理人がこの規定に違反したとき。
- (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預け主との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこのセーフティケースの利用を停止し、または預け主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続をしたうえセーフティケースを明渡してください。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
- ① 預け主がセーフティケース使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 預け主または代理人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、

暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

- A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③ 預け主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用をき損しまたは当行の業務を妨害する行為
- E. その他AからDに準ずる行為

(4) 前2項または3項によるセーフティケースと正鍵の返却が遅延したときは、遅延損害金として解約日、または契約期間の満了日の属する月の翌月から返却の日の属する月までの手数料相当額を月割計算により支払ってください。

(5) 第4条による手数料を未払いのまま、当行振替所定の日以後3カ月を経過したときは、当行は契約を解約し、第5条記載の当行保管鍵でセーフティケースを開錠のうえ、格納品を別途保管し、もしくは一般に相当と認められる方法、時期、価格等により処分し、または処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。なお、当行はセーフティケースの開錠に際して、公証人等に立会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は預け主の負担とします。

(6) 手数料、遅延損害金その他預け主が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合、不足額が生じたときは、当行からの請求がありしだい支払ってください。

15. (緊急措置)

法令の定めるところにより、格納品の開示、もしくは引き渡しを求められたとき、または店舗の火災、格納品の異変等緊急を要するときは、当行は副鍵を使用してセーフティケースを開錠し、臨機の処置をすることができるものとします。このために生じた損害については、当行は責任を負いません。

16. (規定の変更)

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、変更内容を記載した店頭ポスター掲示またはホームページ掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上